

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案
要綱

第一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律等の廃止

次に掲げる法律は、廃止すること。

(本則関係)

1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

2 特定複合観光施設区域整備法

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第二条から第十三条まで関係)

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案
次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第二百五十五号）
- 二 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（カジノ管理委員会の委員長及び委員の任期に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（次条及び附則第四条において「施行日」という。）の前日においてカジノ管理委員会の委員長及び委員である者の任期は、この法律による廃止前の特定複合観光施設区域整備法（次条において「旧特定複合観光施設区域整備法」という。）第二百十八条第一項及び附則第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第三条 カジノ管理委員会の委員長、委員、専門委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び旧特定複合観光施設区域整備法第二百二十九条第一項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその従業者又はこれらであつた者に係る当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正す

る。

第一条第十四号の三及び第四十七号の三を削る。

別表第一官職名の欄中「カジノ管理委員会委員長」及び「カジノ管理委員会の常勤の委員」を削る。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第七条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、カジノ管理委員会」を削る。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)

第八条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条本文中「、カジノ管理委員会規則」を削り、同条ただし書中「カジノ管理委員会」及び「、カジノ管理委員会規則」を削る。

(個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第九条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「、国家公安委員会又はカジノ管理委員会」を「又は国家公安委員会」に改める。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第一百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条本文中「、カジノ管理委員会規則」を削り、同条ただし書中「カジノ管理委員会、」及び「、カジノ管理委員会規則」を削る。

（産業競争力強化法の一部改正）

第十一条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一百四十七条第三項本文中「、カジノ管理委員会規則」を削り、同項ただし書中「カジノ管理委員会、」及び「、カジノ管理委員会規則」を削る。

（生産性向上特別措置法の一部改正）

第十二条 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項本文中「カジノ管理委員会規則」を削り、同項ただし書中「カジノ管理委員会、」及び「カジノ管理委員会規則」を削る。

(内閣府設置法の一部改正)

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保」を削る。

第四条第三項第五十九号の三を削る。

第十六条第二項中「カジノ管理委員会」を削る。

第六十四条の表カジノ管理委員会の項を削る。

理由

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（附則第六条関係）……………一
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）（附則第七条関係）……………四
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（附則第八条関係）……………五
- 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（附則第九条関係）……………六
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（抄）（附則第十条関係）……………七
- 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）（附則第十一条関係）……………八
- 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）（抄）（附則第十二条関係）……………一〇
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十三条関係）……………一一



○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十一号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一～十四の二 （略）

（削る）

十五～四十七の二 （略）

（削る）

四十八～七十五 （略）

現行

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一～十四の二 （略）

（削る）

十四の三 カジノ管理委員会の委員長及び常勤の委員

十五～四十七の二 （略）
四十七の三 カジノ管理委員会の非常勤の委員
四十八～七十五 （略）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
（略）	（略）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
（略）	（略）

官職名	俸給月額
検査官（会計検査院長を除く。）	（略）
人事官（人事院総裁を除く。）	（略）
内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監	（略）
国家安全保障局長	（略）
大臣政務官	（略）

一、一九九、〇〇〇円

一、一九九、〇〇〇円

個人情報保護委員会委員長 (削る)	公害等調整委員会委員長	運輸安全委員会委員長
侍従長	個人情報保護委員会の常勤の委員 (削る)	個人情報保護委員会の常勤の委員 (略)
再就職等監視委員会委員長	公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を 代表する委員	公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を 代表する委員
証券取引等監視委員会委員長	運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション 会議の常勤の議員	運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション 会議の常勤の議員
公認会計士・監査審査会会长	原子力委員会委員長 一、〇三五、〇〇〇円	原子力委員会委員長 一、〇三五、〇〇〇円
中央更生保護審査会委員長	再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会长 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長	再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会长 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長

個人情報保護委員会委員長 (カジノ管理委員会委員長)	公害等調整委員会委員長	運輸安全委員会委員長
侍従長	個人情報保護委員会の常勤の委員 (カジノ管理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を 代表する委員	個人情報保護委員会の常勤の委員 (カジノ管理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を 代表する委員
再就職等監視委員会委員長	運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション 会議の常勤の議員	運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション 会議の常勤の議員
証券取引等監視委員会委員長	原子力委員会委員長 一、〇三五、〇〇〇円	原子力委員会委員長 一、〇三五、〇〇〇円
公認会計士・監査審査会会长	再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会长 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長	再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会长 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長

東宮大夫

(略)

(略)

東宮大夫

(略)

(略)

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案	（基本計画）
		（基本計画）
第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならぬ。	第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない	第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない
255 （略）	255 （略）	（略）

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（主務省令）

第十八条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則、公安委員会規則、公害等調整委員会規則、原子力規制委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則とする。

現 行

（主務省令）

第十八条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（事業所管大臣）

第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）

二 （略）

現行

（事業所管大臣）

第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）

二 （略）

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第二百四十九号)(抄)(附則第十条関係)

(傍線部分は改正部分)

(主務省令)	改正案	現行
<p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行
	（主務大臣等）	（主務大臣等）
2 （略）	3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第六条第二項及び第三項、第九条第三項及び第五項並びに第十一條における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）を所管する内閣官房、内閣府令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。	3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第六条第二項及び第三項、第九条第三項及び第五項並びに第十一條における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公害等調整委員会、公害等調整委員会の所管に係る規制について、輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について、輸安全委員会又は原子力規制委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。
第一百四十七条 （略）	2 （略）	第一百四十七条 （略）

力規制委員会規則とする。

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（主務大臣等）

第五十二条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、第二条第三項、第十一条第三項第七号及び第十五条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

現 行

（主務大臣等）

第五十二条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、第二条第三項、第十一条第三項第七号及び第十五条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（任務）

第三条（略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に

関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に關係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

（任務）

第三条（略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に

関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に關係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3（略）

（略）

(所掌事務)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の二 (略)

(削る)

六十～六十二 (略)

(内閣府審議官)

第十六条 (略)

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、金融庁及び消費者庁を除く。）

の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含

(所掌事務)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の二 (略)

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法（平成三十一年法律第八十号）第二百十五条に規定する事務

六十～六十二 (略)

(内閣府審議官)

第十六条 (略)

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を

総括整理する。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含

む。) の定めるところによる。

(略)	(略)	個人情報の保護に関する法律
個人情報保護委員会	(削る)	個人情報の保護に関する法律
(削る)	(略)	個人情報の保護に関する法律

む。) の定めるところによる。

(略)	(略)	個人情報の保護に関する法律
カジノ管理委員会	(略)	特定複合観光施設区域整備法
(略)	(略)	特定複合観光施設区域整備法

